

社会福祉法人 春日市社会福祉協議会
心配ごと相談所設置運営規程

昭和35年 4月 1日制定

昭和63年 4月 1日一部改正

平成22年 4月 1日一部改正

(目的)

第1条 心配ごと相談所（以下「相談所」という。）は、住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ適切な助言指導を行い、住民の福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営)

第2条 相談所は、春日市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が運営する。

(設置場所)

第3条 相談所は、春日市社会福祉センターに設置する。

(相談所)

第4条 相談所に相談員若干名を置く。

2 相談員は、民生委員および学識経験者のうちから本会会長がこれを委嘱する。

(相談業務)

第5条 相談所の業務は次のとおりとし、相談料は無料とする。

- (1) 定例相談日 毎週水曜日午後1時から午後4時までとする。（相談日が祝日またはやむを得ぬ支障があるときは、翌日又は別に指定する日時により開催する。）
- (2) 巡回相談 必要に応じ巡回相談を随時開くことができる。
- (3) 研究協議会 毎年1回開催する。なお、必要により随時開催することができる。

(秘密の保持)

第6条 相談所の相談員は、心配ごと相談上の問題は厳に秘密を保持し、正当な理由がなく知り得た秘密をもらしてはならない。

(備付帳簿等)

第7条 相談所には、次の帳簿等を備えなければならない。

- (1) 相談日誌
- (2) 相談カード
- (3) 関係文書綴り

(活動費)

第8条 相談員の活動費は別に会長が定めて支給する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、相談所の運営については全国社会福祉協議会の定める心配ごと相談所運営要綱によるものとする。

附 則

この規程は、昭和63年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。